

公 告

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

平成29年8月23日

オホーツクイメージ戦略推進委員会
委員長 辻 直 孝

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業 務 名

平成29年度オホーツクイメージ発信プロモーション事業実施業務

(2) 業務の目的

オホーツク地域は世界自然遺産知床、流氷など類い希な自然や、農業産出額全道2位、木材・木製品出荷額全道1位、漁業生産額全道1位と道内有数の豊富で良質な農林水産資源を有するが、そうした地域の魅力が十分に知られていないため、オホーツク管内18市町村等が連携し地域一体となってオールオホーツクでプロモーションを行い、「オホーツク」のイメージアップ・浸透、ブランド化を目指す。

(3) 業務の内容

「オホーツク」という地域の存在、名称と場所がセットになった認知度向上と「オホーツク」から連想する地域活性化に資する良好なイメージの形成を目的とした次の業務。

ア オホーツクのイメージ形成・発信に係る企画の立案及び実施

イ 事業に係る意見聴取や説明等の実施

ウ 事業計画の作成

(4) 予算上限額

20,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 委託期間

契約締結日から平成30年2月23日（金）まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 複数法人等（法人、法人以外の団体も含む。）による複合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独法人、法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独法人、法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規程等により、北海道及びオホーツク管内各市町村から競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

エ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）本店が所在する都道府県の事業税

（イ）消費税及び地方消費税

オ コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加表明書の提出及び参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出期限 平成29年9月13日(水) 17時(必着)

イ 提出方法 持参または郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)

ウ 提出場所 オホーツクイメーヅ戦略推進委員会事務局

(北見市企画財政部企画政策課内)

〒090-8501 北見市北2条東1丁目11

TEL 0157-25-1103

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限 平成29年9月25日(月) 17時(必着)

(2) 提出場所 3(1)ウに同じ

(3) 提出方法 持参または郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)

5 企画提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

6 最良の提案をした者の選定方法

提出された企画提案書の内容について、プロポーザル審査会(ヒアリング)を実施後、あらかじめ定めた審査要領に基づいて審査・評価を行い、最良の提案をした者を選定する。

7 契約手続

選定事業者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途契約手続を行う。

8 その他

(1) 公募型プロポーザル方式への参加に要する費用は、提案事業者の負担とする。

(2) 審査結果及び選定事業者名は、公表(予定)する。

(3) 詳細は、実施説明書による。